

社会福祉法人 桜井の里福社会

職員の処遇・規程変更等の改善経過

※平成21年4月1日以降のものについて記載

【就業規則に係るもの】

— 平成27年度 就業規則の改正について —

①第一章総則 第一条 第3項と第4項にわたって記載

それぞれが働きやすい職場作りを行っていく観点から、誰もがやむをえない理由で夜勤等ができない時期があることを意識し、「お互いさま」を認め合える職場づくりを目指す。

②フルタイム勤務職員の有期雇用職員(契約職員)制度を廃止し、無期雇用職員に転換する。

— 計画年休について —

※計画年休については平成19年度より4日間の付与が開始となっている。

平成24年度 計画年休を連続する4日間から、連続する5日間とする。また3日間と2日間に分けて取得できるようにする。

平成30年度 計画年休を5日間から、6日間とする。

【給与規程に係るもの】

1) 一般職・専任職の昇給について

毎年度職員に対して昇給を行う。

2) パートタイム職員の昇給について

平成23年度、平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度に『時給・日給』を増額する。

3) 介護職員処遇改善手当について

平成21年度 介護職員処遇改善手当の新設をする。

介護職員処遇改善計画に基づき介護職員として従事する職員（常勤・一定時間以上勤務のパートタイム職員）に手当を年2回支給。

平成24年度 手当の増額。（以降制度改定時に手当増額と支給方法の変更）

平成28年度 年2回の支給から、毎月の手当としての支給に変更。また介護職員以外の職員に対して（※管理職を除く）職務手当として年1回支給。

4) 各種手当について

平成24年度 年末年始勤務手当として12月31日及び1月1日の夜勤者、宿直者、

20時を超えて勤務が終了する遅勤者、そして1月1日の早勤者に手当の支給を開始する。

- 平成27年度
- ・夜勤手当・オンコール手当を増額する。
 - ・医療連携手当の支給を開始する。
 - ・被服手当として現金支給に変更する。
- 平成28年度
- ・非常災害時における概ね1ヶ月以上に及ぶ期間、職員を被災地へ派遣する場合の手当を新設する。
 - ・新たに20時～翌朝7時に宿直する職員に対しての手当を追加する。
 - ・介護職員実務者研修受講修了者への資格手当の支給を開始する。
- 平成29年度
- ・職員が燕・弥彦総合事務組合管轄の消防団に加入し、活動する場合に手当の支給を開始する。
 - ・法人の指定した腰痛ベルトを購入する者に対して購入補助を開始する。
- 平成30年度
- ・夜勤手当を増額する。
 - ・年末年始手当を12月31日と1月1日に勤務する全ての職員に対して支給する。(※管理職を除く)

【研修受講費用補助等に係るもの】

- 平成27年度
- ・喀痰吸引等研修受講費用の助成を行う。
 - ・介護職員実務者研修受講費用の助成を行う。

【奨学金貸与規程に係るもの】

- 平成22年度
- ・看護師等養成施設に入学する者、あるいは、既に在学する者で、卒業後当法人の看護職員として勤務する意向のある者に、修学資金として奨学金を貸与する。
- 平成24年度
- ・当法人の職員で看護師養成の通信教育課程を修学の者に通信教育課程のスクーリング費用等の助成を行う。

平成30年4月作成